



茨城県報

第 288 号

令和 4 年 (2022年) 3 月 14 日

月 曜 日

目 次

規 則

ページ

- 茨城県収入証紙により徴収する警察関係手数料に関する規則の一部を改正する規則
(生活安全総務課) 1

告 示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による施術機関の指定 (福祉指導課) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による施術機関の指定及び廃止 (福祉指導課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (3 件) (中小企業課) 3
- 保安林の指定の予定 (林業課) 6
- 都市計画事業の認可 (道路建設課) 6
- 都市計画事業の変更の認可 (2 件) (道路建設課) 7
- 道路の区域の変更 (2 件) (道路維持課) 8
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 8

(選挙管理委員会)

- 直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数 9

公 告

- 令和 4 年度前期技能検定実施公示 (労働政策課) 10

(内水面漁場管理委員会)

- 令和 4 年度目標増殖量公示 14

規 程

(病院事業管理者)

- 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 15

指 示

(内水面漁場管理委員会)

- 漁業法に基づく指示 16

規 則

茨城県規則第 8 号

茨城県収入証紙により徴収する警察関係手数料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 3 月 14 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県収入証紙により徴収する警察関係手数料に関する規則の一部を改正する規則

茨城県収入証紙により徴収する警察関係手数料に関する規則（平成12年茨城県規則第149号）の一部を次のように改正する。

「はり付けて」を「貼り付けて」に改め、第4号中「24の5の項」を「24の6の項」に、「銃砲刀剣類所持関係手数料納付書」を「銃砲刀剣類等所持関係手数料納付書」に改める。

様式第1号から様式第3号までの規定中「収入証紙はり付け欄」を「収入証紙貼り付け欄」に、「はり付けた」を「貼り付けた」に改める。

様式第4号中「銃砲刀剣類所持関係手数料納付書」を「銃砲刀剣類等所持関係手数料納付書」に、「銃砲刀剣類所持関係手数料を」を「銃砲刀剣類等所持関係手数料を」に、「年少射撃」を「年少射撃・クロスボウ射撃」に、

所持の許可（新規）（ 丁・振）	を	所持の許可（新規）（ 丁・本・振）	に、
所持の許可（併記）（ 丁）		所持の許可（併記）（ 丁・本）	
許可の更新（新たな許可証の交付有） （ 丁）		許可の更新（新たな許可証の交付有） （ 丁・本）	
許可の更新（新たな許可証の交付無） （ 丁）		許可の更新（新たな許可証の交付無） （ 丁・本）	

「収入証紙はり付け欄」を「収入証紙貼り付け欄」に、「はり付けた」を「貼り付けた」に改める。

様式第5号から様式第10号までの規定中「収入証紙はり付け欄」を「収入証紙貼り付け欄」に、「はり付けた」を「貼り付けた」に改める。

付 則

この規則は、令和4年3月15日から施行する。

告 示

茨城県告示第256号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術機関について、次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和 4 年 3 月 14 日

茨城県知事 大井川 和彦

施術所名称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
1312 やぐち接骨院（矢口 哲也）	ひたちなか市東石川2745-2	柔道整復	矢口 哲也	令和4年 2月10日	指定

茨城県告示第257号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術機関について、次のとおり指定し、及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和4年3月14日

茨城県知事 大井川 和彦

施術所名称	所在地	診療科目等	開設者	指定等年月日	区分
1313 つばめ接骨院（鈴木 謙太）	稲敷郡阿見町本郷3-1-1	柔道整復	鈴木 謙太	令和4年2月10日	指定
1314 あさくら整骨院（朝倉 拓也）	古河市下辺見2231-1	柔道整復	朝倉 拓也	令和4年2月17日	指定
1264 つばめ接骨院（川又 勇哉）	稲敷郡阿見町本郷3-1-1	柔道整復	川又 勇哉	令和4年1月31日	廃止
830 整骨ひたち野うしく館（山越 正満）	牛久市下根町368-1	柔道整復	山越 正満	令和4年2月28日	廃止

茨城県告示第258号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和4年3月14日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コスモス常陸大宮店

常陸大宮市泉字八反畑249番 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）

令和3年12月27日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階	横山 英昭

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年8月21日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,538㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 60台
- (イ) 駐輪場の収容台数 8台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 21㎡
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 7.5㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(開店時刻) 午前 9 時
(閉店時刻) 午後 10 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時 30 分～午後 10 時 30 分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
2 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時～午後 9 時

キ 届出年月日

令和 3 年 12 月 20 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第259号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和4年3月14日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン結城

結城市大字結城11839番地1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出(第6条第1項)

令和3年11月4日

イ 変更した事項

- (ア) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	真船 幸夫
大和情報サービス株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号	藤田 勝幸

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市谷島町5番42号	真船 幸夫
大和ハウスリアルティマネジメン ト株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号	伊藤 光博

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

(3) 届出年月日

令和3年10月18日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第260号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和4年3月14日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アトレ取手

取手市中央町甲813番の2 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

令和4年1月13日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(3) 届出年月日

令和3年12月24日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第261号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 4 年 3 月 14 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 指定を予定している森林の所在場所

石岡市弓弦字山田上765番（次の図に示す部分に限る。）、767番、字天ヶ入772番・778番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、773番1、773番2、字ガガタラ橋三ノ輪773番3から773番5まで、字ガガタラ橋774番1、774番2、字地獄入775番2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び石岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第262号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 4 年 3 月 14 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 施行者の名称

東海村

2 都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画道路事業

3・4・163号 勝木田下の内線

3 事業施行期間

令和 4 年 3 月 14 日から

令和 9 年 3 月 31 日まで

4 事業地**(1) 収用の部分**

茨城県那珂郡東海村大字村松字荒谷台及び字下ノ内地内

(2) 使用の部分

なし

茨城県告示第263号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和4年3月14日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 施行者の名称
守谷市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
取手都市計画道路事業
3・4・50号 坂町清水線
- 3 事業施行期間
平成27年4月2日から
令和6年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

茨城県告示第264号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和4年3月14日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 施行者の名称
守谷市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
取手都市計画道路事業
3・4・49号 みずき野大日線
- 3 事業施行期間
平成27年4月2日から
令和7年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

茨城県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和4年3月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月14日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 354号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡境町大字下小橋字榎戸199番3地先から 猿島郡境町大字染谷字水白209番5地先まで	旧	メートル 最大 30.6 最小 8.2	メートル 206	
	新	最大 38.7 最小 14.8	206	現道拡幅、迂回路設置

茨城県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和4年3月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月14日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 潮来佐原線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
潮来市潮来字潮来前7008番地先から 潮来市潮来字潮来前7005番地先まで	旧	メートル 最大 30.6 最小 29.6	メートル 220	
	新	最大 30.6 最小 22.4	220	区域除外

茨城県告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和4年3月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月14日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 一般国道 355号
- 2 供用開始の区間 潮来市堀之内字木戸下2886番2から
潮来市永山字後田2695番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月28日

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第 9 号

令和 4 年 3 月 1 日現在の地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) の規定に基づく直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は、次のとおりである。

令和 4 年 3 月 14 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項の規定による県条例の制定又は改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

48,333 人

- 2 地方自治法第 75 条第 1 項の規定による県の事務の執行に関する監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

48,333 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあってはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあってはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)

402,081 人

- 4 地方自治法第 80 条第 1 項の規定による県議会議員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあってはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあってはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)

水戸市・城里町 選挙区	81,090 人
日立市 選挙区	49,858 人
土浦市 選挙区	39,448 人
古河市 選挙区	39,410 人
石岡市 選挙区	20,774 人
結城市 選挙区	13,793 人
龍ヶ崎市・利根町 選挙区	25,986 人
下妻市 選挙区	11,568 人
常総市・八千代町 選挙区	22,064 人
常陸太田市・大子町 選挙区	19,339 人
高萩市・北茨城市 選挙区	20,042 人
笠間市 選挙区	21,160 人
取手市 選挙区	30,460 人
牛久市 選挙区	23,492 人
つくば市 選挙区	64,235 人
ひたちなか市 選挙区	43,932 人
鹿嶋市 選挙区	18,818 人
潮来市・行方市 選挙区	17,107 人

守 谷 市 選挙区	1 8, 7 9 6 人
常 陸 大 宮 市 選挙区	1 1, 6 5 6 人
那 珂 市 選挙区	1 5, 4 2 3 人
筑 西 市 選挙区	2 8, 6 1 9 人
坂東市・五霞町・境町 選挙区	2 3, 4 9 3 人
稲敷市・河内町 選挙区	1 3, 7 0 3 人
かすみがうら市 選挙区	1 1, 4 2 3 人
桜 川 市 選挙区	1 1, 4 9 5 人
神 栖 市 選挙区	2 5, 9 4 6 人
鉾田市・茨城町・大洗町 選挙区	2 6, 4 8 1 人
つくばみらい市 選挙区	1 4, 1 6 2 人
小 美 玉 市 選挙区	1 3, 6 8 0 人
東 海 村 選挙区	1 0, 5 3 5 人
美浦村・阿見町 選挙区	1 7, 5 7 3 人

- 5 地方自治法第81条第1項の規定による知事の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

4 0 2, 0 8 1 人

- 6 地方自治法第86条第1項の規定による副知事、県選挙管理委員、県監査委員又は県公安委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

4 0 2, 0 8 1 人

- 7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

4 0 2, 0 8 1 人

公 告

◎令和4年度前期技能検定実施公示

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和4年3月14日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 実施等級の区分
 - 1 級、2 級、3 級及び単一等級
- 2 試験の実施方法
 - 実技試験及び学科試験
- 3 受検手数料、実施する検定職種、実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

令和 4 年 4 月 1 日時点の茨城県手数料徴収条例に定める金額とする。

※詳しくは、茨城県職業能力開発協会が配布する技能検定受検案内を確認してください。

イ 実施する検定職種 (作業)

等級	検定職種 (作業)
1・2 級	造園 (造園工事作業)、鋳造 (非鉄金属鋳物鋳造作業)、金属熱処理 (一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業)、機械加工 (普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、円筒研削盤作業、マシニングセンタ作業)、金属プレス加工 (金属プレス作業)、鉄工 (構造物鉄工作業)、建築板金 (内外装板金作業、ダクト板金作業)、めっき (電気めっき作業)、仕上げ (治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、電子機器組立て (電子機器組立て作業)、電気機器組立て (配電盤・制御盤組立て作業)、光学機器製造 (光学ガラス研磨作業)、建設機械整備 (建設機械整備作業)、家具製作 (家具手加工作業)、建具製作 (木製建具手加工作業)、印刷 (オフセット印刷作業)、プラスチック成形 (射出成形作業、真空成形作業)、強化プラスチック成形 (手積み積層成形作業)、石材施工 (石積み作業)、とび (とび作業)、左官 (左官作業)、築炉 (築炉作業)、畳製作 (畳製作作業)、防水施工 (ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業)、内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工 (保温保冷工事作業)、化学分析 (化学分析作業)、表装 (壁装作業)、塗装 (建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業)、フラワー装飾 (フラワー装飾作業)
3 級	造園 (造園工事作業)、金属熱処理 (一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業)、機械加工 (普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業)、めっき (電気めっき作業)、仕上げ (機械組立仕上げ作業)、機械検査 (機械検査作業)、電子機器組立て (電子機器組立て作業)、化学分析 (化学分析作業)、フラワー装飾 (フラワー装飾作業)
単一等級	路面標示施工 (溶融ペイントハンドマーカール工事作業)

ウ 実施期日

実技試験は、令和 4 年 6 月 7 日 (火) から令和 4 年 9 月 11 日 (日) までの間において、別途茨城県職業能力開発協会が指定する日に行う。

エ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途茨城県職業能力開発協会から通知する。

オ 問題の公表

実技試験問題は、令和 4 年 5 月 31 日 (火) から茨城県職業能力開発協会において公表するとともに、受検申請者あて送付する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料

3,100円

イ 実施する検定職種(作業)及び実施期日

等級	検定職種(作業)	実施期日
3級	造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業)、めっき(電気めっき作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、化学分析(化学分析作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)	令和4年 7月10日(日)
3級	金属熱処理(一般熱処理、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業)	令和4年 8月21日(日)
1・2級	造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、光学機器製造(光学ガラス研磨作業)、プラスチック成形(射出成形作業、真空成形作業)、とび(とび作業)、築炉(築炉作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業)、化学分析(化学分析作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業)	令和4年 8月21日(日)
1・2級	機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、円筒研削盤作業、マシニングセンタ作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、めっき(電気めっき作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、左官(左官作業)、畳製作(畳製作作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)	令和4年 8月28日(日)
1・2級	鑄造(非鉄金属鑄物鑄造作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石積み作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、表装(壁装作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)	令和4年 9月4日(日)
単一等級	路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール工事作業)	令和4年 9月4日(日)

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途茨城県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

ウ 実技試験を在校生として受検する場合は、在校生であることを証明する書類

エ 実技試験を在職者として受検する場合は、受検申請日（知事が指定する日をいう。）において雇用保険被保険者であることを証明する書類

(2) 提出先

茨城県職業能力開発協会

住所 〒310-0005 水戸市水府町864-4（茨城県職業人材育成センター内）

電話 029-221-8647

(3) 受付期間

令和 4 年 4 月 4 日（月）から 4 月 15 日（金）まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙及び受検案内は、茨城県職業能力開発協会配布する。

なお、申請書の用紙等の郵送を希望する場合は、茨城県職業能力開発協会（電話）029-221-8647まで問い合わせること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。ただし、実技試験に人数制限を設けている職種（作業）は、郵送による受付は行わない。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証明する書類を同封すること。郵送による申請は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者の受検申請については、前記 3(1)イ及び(2)イに掲げる検定職種以外の職種（指定試験機関が実施する職種を除く。）についても受け付ける。

5 受検手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（前記 3(1)アに定められた額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は不要とする。

また、納付した手数料は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

6 合格の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

3級に係る者については、令和 4 年 8 月 26 日（金）に、その他の等級に係る者については、令和 4 年 9 月 30 日（金）に茨城県のホームページ内に掲載する。

なお、合格者に対しては、書面により通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格者の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者で、3級に係る者については令和 4 年 8 月 26 日（金）以降に、その他の等級に係る者については令和 4 年 9 月 30 日（金）以降に、茨城県職業能力開発協会から書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名、2級及び3級の技能検定合格者には茨城県知事名の合格証書を交付する。

このほか、厚生労働大臣から技能検定合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

不明な点は、茨城県職業能力開発協会（電話）029-221-8647又は茨城県産業戦略部労働政策課（電話）029-301-3656まで問い合わせること。



(内水面漁場管理委員会)

●令和 4 年度目標増殖量公示

令和 4 年度第 5 種共同漁業権魚種に係る目標増殖量については、次のとおりとする。

令和 4 年 3 月 14 日

茨城県内水面漁場管理委員会

会 長 高 杉 則 行

1 放流事業

免 許 番 号	対 象 漁業権者 (漁業 協同組合)	目 標 増 殖 量												
		ふ な (kg)	う なぎ (kg)	わかさぎ (万粒)	た な ご (千尾)	う ぐ い (kg)	あ ゆ (kg)	か じ か (千尾)	や ま め		い わ な		さくらます (kg)	
									稚 魚 (千尾)	成 魚 (kg)	稚 魚 (千尾)	成 魚 (kg)		
茨内共 第 2 号	常 陸 川	500		200										
茨内共 第 3 号	牛 久 沼	200	30	1,000										
茨内共 第 4 号	小 貝 川	200	10											
	鬼 怒 小 貝	150	15											
	関 東	150	10											
	鬼 怒 利 根	50												
	小 計	550	35											
茨内共 第 5 号	鬼 怒 小 貝	150	15				300							
	関 東	125	10											
	鬼 怒 利 根	50	20											
	小 計	325	45				300							
茨内共 第 6 号	鬼 怒 小 貝				3									
	関 東	75	10											
	小 計	75	10		3									
茨内共 第 9 号	新 利 根	400		50										
茨内共 第 10 号	新 利 根	100		50										
茨内共 第 11 号	新 利 根	100	10											
茨内共 第 12 号	桜 川	200		200										
	霞 ケ 浦	200												
	小 計	400		200										
茨内共 第 13 号	那珂川第一	100	100	300									100	
	那 珂 川	50	50				300	1.5	5				50	
	小 計	150	150	300			300	1.5	5				150	
茨内共 第 14 号	大 湫 沼	200	100	1,000			10							
茨内共 第 15 号	久 慈 川	350	100			470	2,000		40	800	3		200	
茨内共 第 17 号	大 北 川	350	5	100			300			800		5		

(注) 1 特設漁場への放流分は除く。

2 こいについては、コイヘルペスウィルス (KHV) 病のまん延防止のため、当分の間、放流を見合わせる
こととし、目標増殖量は定めない。

3 やまめ稚魚放流数量は、産卵直前の親魚を放流する方式に置き換えることが出来る。その際の数量は別に定める計算式により算出するものとする。

2 産卵場造成事業等

放流事業以外の魚種については、産卵場造成等の増殖手段を講ずること。



規 程

(病院事業管理者)

茨城県病院事業管理規程第 3 号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 3 月 14 日

茨城県病院事業管理者 五十嵐 徹也

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項の表中

6 級	5 種	69,300 円	を
	6 種	60,700 円	
6 級	4 種	78,000 円	に
	5 種	69,300 円	
	6 種	60,700 円	

改める。

付則に次の 2 項を加える。

28 病院事業管理者が認める職員が医療の業務に従事したときに医療技術者等手当を支給する。

29 前項の手当の額は、医療の業務に従事した月 1 月につき 3,600 円の範囲内で病院事業管理者が別に定める額（第 8 条第 7 項の規定の適用を受ける職員については、当該額に同条同項に規定する額を加算した額）とする。

別表第 4 中 「主任専門員」 を 「主任専門員
主査」 に、

「
 栄養管理科長
 薬剤科長
 放射線技術科長
 臨床検査技術科長
 リハビリテーション技術科長
 臨床工学技術科長
 副栄養管理科長
 副薬剤科長
 副放射線技術科長
 副臨床検査技術科長
 副リハビリテーション技術科長
 副臨床工学技術科長
 主任専門員
 」

を

「
 栄養管理科長
 薬剤科長
 放射線技術科長
 臨床検査技術科長
 リハビリテーション技術科長
 臨床工学技術科長
 副栄養管理科長
 副薬剤科長
 副放射線技術科長
 副臨床検査技術科長
 副リハビリテーション技術科長
 副臨床工学技術科長
 主任専門員
 主査
 」

に、

「
 福祉連携サービス部長
 薬剤科長
 栄養科長
 研究検査科長
 リハビリテーション科長
 主任専門員
 」

を

「
 福祉連携サービス部長
 薬剤科長
 栄養科長
 研究検査科長
 リハビリテーション科長
 主任専門員
 主査
 」

に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の病院事業職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）付則第28項及び第29項の規定は令和4年2月1日から、改正後の規程別表第4の規定は、令和4年4月1日から適用する。



指 示

(内水面漁場管理委員会)

茨城県内水面漁場管理委員会指示第1号

久慈川支流里川における水産資源の保護培養を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第171条第4項の規定に基づく同法第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和4年3月14日

茨城県内水面漁場管理委員会

会 長 高 杉 則 行

次表左欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間中、水産動物を採捕してはならない。ただし、試験研究、教育実習又は増養殖用種苗の供給を目的とするものとして茨城県内水面漁場管理委員会の承認を受けたものは、この限りでない。

禁 止 区 域	禁 止 期 間
久慈川支流里川のうちの沢	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

久慈川支流里川における水産動物の採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 4 年 3 月 14 日付け茨城県内水面漁場管理委員会指示第 1 号に係る水産動物採捕の承認に関する取扱いについては、次のとおりとする。

(申請書の提出)

第 1 水産動物採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書(様式第 1 号)に次の書類を添えて委員会に提出しなければならない。

- (1) 久慈川漁業協同組合の同意書(写し)
- (2) その他委員会が必要と認めた書類

(承認証の交付)

第 2 委員会は、水産動物採捕を承認したときは、承認証(様式第 2 号)を申請者に交付する。

(承認の条件)

第 3 承認の条件は、次のとおりとする。

- (1) 採捕にあたっては、承認証を携帯しなければならない。
- (2) 承認を受けた者は、採捕状況を採捕終了後速やかに委員会に報告しなければならない。

(承認内容の変更)

第 4 承認を受けた者が、承認内容を変更しようとするときは、変更承認申請書(様式第 3 号)を提出して、委員会の承認を受けなければならない。この場合において、第 1 の規定を準用する。

(変更の承認)

第 5 委員会は、第 4 の変更を承認したときは、遅滞なく承認証を書き換えて交付する。

(様式第 1 号)

水産動物の試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城県内水面漁場管理委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

久慈川支流里川における水産動物採捕の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 採捕の目的

2 計画の概要

(1) 採捕の場所

(2) 採捕の期間

(3) 使用する漁具及び漁法

(4) 採捕に従事する者の住所及び氏名

(様式第 2 号)

茨内 第 号	
久慈川支流里川における水産動物の採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
採 捕 場 所	
使用する漁具 及 び 漁 法	
採捕従事者の 住所及び氏名	
承認有効期間	
令和 年 月 日	
茨城県内水面漁場管理委員会 会 長 高 杉 則 行	

(様式第 3 号)

水産動物の試験研究等採捕の承認内容変更申請書

令和 年 月 日

茨城県内水面漁場管理委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

さきに承認を受けた久慈川支流里川における水産動物の採捕について、下記のとおり内容を変更したいので、申請します。

記

1 承認番号

2 変更しようとする事項

項 目	現 在 の 承 認 内 容	変 更 し よ う と す る 内 容

3 変更しようとする時期

4 変更しようとする理由

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)